

岩手県告示第228号

森林公園条例（昭和55年岩手県条例第26号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、岩手県千貫石森林公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 次の表に掲げる額

表 条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

| 区 分 | 単 位 | 利用料金 |
|----------------------|--------------|----------|
| 物品の販売、募金その他これらに類する行為 | 1人1日までごとに | 円 560 |
| 業として行う写真の撮影 | 1日までごとに1台ごとに | 220 |
| 展示会その他これに類する催しの開催 | 1日までごとに | 4,980 |

2 利用料金の適用年月日

令和6年4月1日